

令和元年9月定例会 総務委員会（事前）

令和元年9月13日（金）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

岡田委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（14時05分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（提出予定議案、補正予算案の概要、説明資料）

- 議案第1号 令和元年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第6号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第7号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第8号 徳島県職員定数条例等の一部改正について
- 議案第32号 教育用パソコンの購入契約について
- 議案第33号 平成30年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について
- 報告第1号 平成30年度決算に係る健全化判断比率の報告について（審査意見書）
- 報告第3号 調停に係る専決処分の報告について
- 報告第4号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 再就職状況について（資料1）

久山経営戦略部長

9月県議会定例会に提案を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の令和元年9月徳島県議会定例会提出予定議案、1枚物により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案38件及び報告7件でございます。

その内訳は、予算案が第1号及び第2号の2件、条例案が第3号から第22号までの20件、負担金議案が第23号から第30号までの8件、契約議案が第31号及び第32号の2件、決算認定議案が第33号から第38号までの6件、報告につきましては第1号から第7号までの7件となっております。

それでは、議案の順序に従い、順次、御説明いたします。

まず、予算案につきまして、お手元に御配付の令和元年度9月補正予算（案）の概要を御覧いただきたいと思います。

1ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、6月（肉付け）補正予算に引き続き、災害列島、人口減少という二つの国難打破に向け、切れ目ない施策展開を加速するため、三つの視点に立って、編成いたしました。

一つ目は、（1）に記載のとおり、国の防災・減災、国土強靱化^{じん}のための3か年緊急対策に呼応し、県土強靱化^{じん}対策をより一層加速するとともに、繰越明許費や債務負担行為、いわゆるゼロ県債の早期設定による適正な工期の確保と施工時期の更なる平準化の推進、また、高齢運転者の踏み間違い事故防止をはじめとした喫緊の課題への即応などによる、安全・安心とくしまの実装。

二つ目の（2）は、5Gの本格運用開始を見据え、県民の皆様はその利便性を体感いただくとともに、普及拡大が見込まれるVR、いわゆる仮想現実動画を活用した情報発信の強化などによる、革新創造とくしまの実装。

三つ目の（3）は、文化の森総合公園開園30周年を契機とした県立博物館常設展の全面リニューアルや、全国木育サミットのレガシーとして、徳島ならではの木育拠点の整備などによる、魅力感動とくしまの実装、これらの施策に取り組むこととしております。

また、補正予算の規模といたしましては、3、一般会計9月補正予算規模にお示ししておりますとおり、債務負担行為の10億円を含め、合計で140億6,638万円となっております。

資料2ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入でございますが、（1）に記載のとおり、分担金及び負担金、国庫支出金及び繰入金から県債におきまして、補正額を計上いたしております。

また、歳出につきましては、（2）に記載のとおり、総務費から衛生費及び農林水産業費から教育費におきまして、補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、もう一度、1枚物の提出予定議案を御覧ください。

第2号の港湾等整備事業特別会計補正予算につきましては、コンテナの積卸し作業に使用する荷役機械、リーチスタッカーと申しますけれども、こちらの老朽化に伴う更新に当たり、注文生産となることから総額8,000万円で2年間の債務負担行為の設定などを行うものでございます。

第3号の条例改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が施行されることに鑑み、ふぐ処理師免許に係る欠格条項の適正化を図るものでございます。

第4号及び第5号の条例改正につきましては、住民サービスの向上及び行政事務の効率化に資するため、本人確認情報を利用することができる事務の範囲及び個人番号を利用することができる事務の範囲を拡大するものでございます。

第6号の条例制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、知事部局等における会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものでございます。

第7号の条例制定につきましては、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行うものでございます。

第8号の条例改正につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたこ

とに伴い、関係条例について所要の整備を行うものでございます。

第9号の条例改正につきましては、自然公園法の一部が改正されたことに鑑み、県立自然公園の指定認定機関に係る欠格条項の適正化を図るものでございます。

第10号の条例改正につきましては、心身障害者扶養共済制度における年金管理者に係る欠格条項の適正化を図るものでございます。

第11号の条例改正につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が改正されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査手数料の算定方法について、所要の改正を行うものでございます。

第12号の条例改正につきましては、道路構造令の一部が改正されたことに鑑み、県道を新設・改築する場合における自転車通行帯の技術的基準を定めるものでございます。

第13号の条例改正につきましては、建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものでございます。

第14号の条例制定につきましては、県立城ノ内中等教育学校が設置されることに伴い、関係条例について所要の整理を行うものでございます。

第15号の条例改正につきましては、県立城ノ内中等教育学校が設置されることに伴い、県立城ノ内中学校を廃止するものでございます。

第16号の条例制定につきましては、会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものでございます。

第17号の条例改正につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。

第18号の条例制定につきましては、会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものでございます。

第19号の条例改正につきましては、阿南警察署及び那賀警察署の管轄区域を統合し、統合後の区域を管轄する警察署の名称及び位置を定めるものでございます。

第20号の条例改正につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整備を行うものでございます。

第21号の条例改正につきましては、企業職員で会計年度任用職員であるものの給与の種類及び基準を定めるものでございます。

第22号の条例改正につきましては、病院事業職員で会計年度任用職員であるものの給与の種類及び基準を定めるものでございます。

第23号から第30号までは、令和元年度の県営事業に対する受益市町村負担金につきまして、地方財政法第27条第2項などの規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

第31号の工事請負契約につきましては、契約金額が12億9,437万円、契約の相手方はIHIインフラシステム神例造船街路工事共同企業体となっております。

第32号の購入契約につきましては、契約金額が6,296万4,000円、契約の相手方は四国通建株式会社徳島支店となっております。

第33号につきましては、平成30年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

第34号につきましては、病院事業会計の平成30年度決算の認定を、第35号から第38号につきましては、企業局の各会計に係る平成30年度剰余金の処分及び決算の認定をそれぞれ

お願いするものでございます。

続きまして、報告案件でございます。

報告第1号、平成30年度決算に係る健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政状況を判断する指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標を、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

報告第2号、平成30年度決算に係る資金不足比率の報告につきましては、同じく地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公営企業の財政状況を判断する指標として、資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

報告第3号、調停に係る専決処分の報告につきましては、交通事故に係る損害賠償額確定調停申立事件の調停に応ずるため専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

報告第4号、損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては8件で、合計金額は120万8,993円となっております。

報告第5号、損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては13件で、合計金額は198万5,000円となっております。

報告第6号、損害賠償（学校事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては1件で、金額は28万5,861円となっております。

報告第7号につきましては、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、徳島県鳴門病院の業務の実績に関する評価結果を報告するものでございます。

提出予定議案の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきましては、お手元の総務委員会説明資料、横長の資料により、その概要を説明申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は、予算案1件、条例案3件、契約議案1件、決算認定議案1件、報告3件でございます。

説明資料1ページをお開きください。

一般会計補正予算につきましては、（1）歳入歳出予算のア、総括表の一番下、総計欄の左から二つ目でございますが、今回の補正額が、諸局を含めまして50億1,957万9,000円でございます。補正後の合計額は、その右隣ですが1,218億6,533万1,000円となっております。

次に2ページをお開きください。

イ、課別主要事項について、御説明申し上げます。

秘書課につきましては、5G先取り！VR活用広報戦略事業に要する経費の補正を、総務課につきましては、低空飛行騒音測定器設置事業に要する経費の補正をしております。

3ページを御覧ください。

職員厚生課につきましては、退職手当支給事務のシステム改修に要する経費の補正となっております。

4ページをお開きください。

財政課につきましては、財政調整基金積立金などに要する経費の補正となっております。

5 ページを御覧ください。

スマート県庁推進課につきましては、行政情報化推進費としまして、総務事務システム及び人事給与システムの改修に要する経費の補正となっております。なお、システム改修経費につきましては、全て会計年度任用職員の導入に係る改修の経費となっております。

6 ページをお開きください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、内容につきましては、記載のとおりでございます。

7 ページを御覧ください。

2, その他の議案等についてでございます。

7 ページから 9 ページに記載の（1）条例案 3 件、次の10ページに記載の（2）物品購入契約 1 件につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

11 ページを御覧ください。

（3）平成30年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて認定をお願いするものでございます。

（4）平成30年度決算に係る健全化判断比率の報告についてでございますが、こちらに記載しておりますのは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法に基づく平成30年度決算に係る健全化判断比率でございます。今議会に監査委員の意見を付して報告させていただくものでございます。

まず、表の左から実質赤字比率、次の連結実質赤字比率については、共に「－」と記載のとおり、赤字額は発生しておりません。次の実質公債費比率は12.1パーセント、右端の将来負担比率は184.4パーセントとなっております。

それぞれの比率の下、括弧内の数値は、早期健全化基準いわゆる黄色信号に当たる基準比率でございます。仮に、この基準を超えた場合、自主的な改善努力による財政健全化を求められることとなり、財政健全化計画を策定し、議会での議決等が義務付けられますが、本県の比率は、この基準をクリアしております。

なお、監査委員の意見書を御配付させていただいております。

12 ページをお開きください。

（5）専決処分報告についてでございますが、アの調停に係る専決処分につきましては、三好郡東みよし町在住の方から、平成30年1月24日に発生した職員の交通事故に係る損害賠償額確定調停申立事件について申立てがございまして、徳島簡易裁判所から提示された調停に令和元年9月6日に応じたものでございます。

13 ページを御覧ください。

イの職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分につきましては、記載のとおり 5 件の報告をさせていただくものでございます。

1 件目が、那賀郡那賀町所在の法人と賠償金35万8,560円で和解したものでございます。その内容は、平成30年12月20日に用務先駐車場で県車両をバックさせた際、屋根付き車庫に接触したものでございます。

2 件目が、徳島市所在の法人と賠償金32万1,600円で和解したものでございます。その内容は、平成31年3月4日に県車両が対向車をかわすためバックした際、後方で停止して

いた相手車両に接触したものでございます。

3件目が、鳴門市在住の方と賠償金4万4,022円で和解したものでございます。その内容は、平成31年4月8日に県車両が交差点に進入した際、脇道から進入してきた相手車両が県車両の側面に衝突したものでございます。

4件目が、那賀郡那賀町在住の方と賠償金7万円で和解したものでございます。その内容は、平成31年4月17日に対向する際、県車両のドアミラーが相手車両のドアミラーに接触したものでございます。

5件目が、海部郡牟岐町在住の方と賠償金1万3,600円で和解したものでございます。その内容は、平成31年4月18日に県車両が交差点に進入した際、脇道から進入してきた相手車両が県車両の側面に衝突したものでございます。

県有車両の運転時における安全確認の徹底につきまして、引き続き注意喚起を行うとともに、職員の交通安全への意識を高めるため、秋の交通安全推進運動に併せて9月から10月にかけて、交通安全研修2019を実施することとしており、今後とも事故防止に向け、しっかりと取り組んでまいります。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

続きまして、1点、御報告申し上げます。

お手元の資料1を御覧ください。

退職職員の再就職状況についてでございます。

平成30年度に退職した正課長級以上の職員の再就職先等の状況につきまして、表のとおり公表することといたしましたので、御報告いたします。

経営戦略部・監察局・出納局関係の報告は、以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

岡田委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

達田委員

今回、予算が付けられております低空飛行騒音測定器設置事業ですけれども、300万円ということですが、どこに付けられるのでしょうか。

臼杵総務課長

米軍機の低空飛行に関しまして、今回、騒音測定器設置の予算を計上させていただいているところです。どこに設置するのかでございますが、騒音測定器につきましては、米軍機の見撃情報の多い、いわゆるオレンジルート上の全ての市町に設置することとしておりまして、三好市、那賀町に新設いたしますとともに、海陽町の山側に増設する予定でございます。この三つの市町でも、各役場の意向から特に見撃情報が多いエリアに設置したいと考えているところでございます。

達田委員

騒音測定器につきましては、もっと付けてほしいという要望もありましたし、予算が付いたということは前進だと思うのですが、先日、私も那賀町の折宇という所でお話を伺ってきました。1か所付けてくれるということだけでも、非常に低い所、山の下を飛んで、民家もあるのに本当に危ない、恐ろしい思いをしている。1か所と言わず、ここにも付けてほしいという方もいらっしゃいました。

那賀町も三好市も非常に広い区域ですので、1か所では心もとないという御意見もあるのではないかと思います。それぞれ1か所だけというのは少ないと思うのですが、いかがでしょうか。

臼杵総務課長

設置箇所の数についてでございます。

実は今回、予算を付けるに当たりましては、那賀町と海陽町から要望がございまして、設置することになったところでございます。

那賀町からの要望につきましては、木頭地域の那賀川上流の位置にございます北川地域という所に1か所設置していただきたいという御要望がございまして、今回、那賀町に1か所設置させていただくものでございます。

達田委員

低空飛行している飛行機が那賀川沿いをずっと上流に向かって飛んでいるということで、那賀川を真ん中に挟んで山と山があって、その山よりも低い位置を飛んでいるということです。本当に皆さん、音もそうですし不安を感じるのは当然だと思うのです。ですから、1か所と言わず点々と付けていく必要があるのではないかと思います。そういう低空飛行を実際にやっているという所には、もっと密度を高く調査していただきたいと思いますので、1点要望しておきたいと思います。

それから、この事業についての説明を見ますと、いろんなことをこれからやりますということで、前進面もたくさんございます。県民の皆さんから動画や写真などを収集して情報の共有をしますというようなことも書かれているのですが、県のホームページに開設して、そういうふうなことができるというのは、いつになるのでしょうか。

臼杵総務課長

私どもが今度計画しております、米軍機の低空飛行に関しますホームページ等による情報共有でございます。現在、ホームページの情報提供に向け準備を進めておりまして、できましたら年内の早い段階でホームページに掲載したいと考えております。

達田委員

できるだけ早く実現させていただいて、県民の皆さんの中で写真を撮りましたとか、動画を撮りましたという方もいらっしゃいますので、そういうのもどんどん集めて情報を共有していただきたい。

そして、動画や写真が集まりましたら、やはり県として、こんな低い所を飛んでいると

いうのをきちんと分析する必要があると思うのです。以前、本会議でも指摘させていただいたのですが、民間の機関をお招きして解析してもらった結果、非常に低い所を飛んでいることが分かってきたわけです。そういう情報をきちんと県がやって、国、米軍に対して抗議していただくことが非常に大事ではないか。実際のデータに基づいて行うことが非常に大事になっていると思うので、その点いかがでしょうか。

臼杵総務課長

米軍機の高度分析というところでございます。

これまでもお答えしてございますけれども、こうした米軍機の実態調査と言いますか、分析に関わりますことは外交、防衛に関することでございます。国の専管事項でございます。米軍機の低空飛行に関する実態調査につきましては、そもそも国の責任において行われるものと認識してございます。

達田委員

県民の皆さんに写真を提供してください、動画を提供してくださいと。動画を提供したら、やはり何か県がやってくれるのではないかと皆さん期待するわけです。ただ、もらいました、ホームページに載せました、それで終わりではなく、飛んだときに一体どれぐらいの高度で飛んでいたのかということが非常に大事だと思います。ものすごく低い位置を飛んでいた、あるいはパイロットの顔が見えるぐらい近かったというような情報もいろいろ寄せられているのです。

ですから、日米地位協定で定められている高度がきちんと守られているのかどうか、とても大事なことだと思います。国がすることだからと国にお任せではなく、徳島県の状況を県がきちんと調べて国なりに情報を持って行って、お示しをして初めて実態が分かってくるのではないかと思います。高度を調べるのは30万円も要らない、安くできますので、これだけあったら何十箇所もできると思います。音を測定していただくのと、高度の測定をしていただくのを、是非取り組んでいただきたいと思います。

それと、ついこの間、またオスプレイが飛びましたというような情報も寄せられておりますけれども、これに対しては問合せや抗議をされているのでしょうか。

臼杵総務課長

米軍機が目撃があった場合の対応でございます。

私ども、米軍機が目撃がありまして情報が寄せられますと、その都度、外務省、防衛省に対しまして米軍機かどうかの確認をしてほしいということ、そして米軍機であると認められる場合には、その低空飛行の中止につきまして常に要請しているところでございます。

達田委員

一応、今回も申入れをしていただいているということですね。実は、阿南市の上空ですけども夜間に、どうも民間機ではないような飛行機が飛んでいる、大きな音がしているというような情報も寄せられています。夜間ですから、写真を撮ることもできませんし、

そういう情報については、どうやって県にお知らせしたらよろしいのでしょうか。

何か情報を集めて、夜間に飛んでいましたというようなことは出していただけののでしょうか。

臼杵総務課長

阿南市における目撃情報でございます。

8月上旬であったかと思えますけれども、夜間と言いますか3時ぐらいの時間帯になりますが、旅客機ではなくそれ以外の飛行ということで、目撃情報を県に直接お電話で頂いたところでございます。

達田委員

隣の高知県がホームページ開設をして、事細かく寄せられた情報をみんな載せていると指摘させていただいたのですけれども、音だけの場合もきちんと載せています。何時何分に、こういう音がしましたというようなことも載せていますので、是非そういうのもきちんと収集していただいて、それが米軍機だったのか、日本の自衛隊だったのか、きちんと調べていただいて、どちらにしましても夜間に大きな音で飛ばれるのは困りますので、是非、対処・対応していただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

今回の予算につきましては、一步前進だというふうに私どもは受け止めております。ただ、この情報をきちんと集めて、国に対して意見をその都度申し述べていただいて、低空飛行がなくなるように頑張りたいと思えますので、是非よろしく願いいたします。

もう1点ですけれども、先ほど提案がありました会計年度任用職員の給与及び費用弁償です。午前中に公安委員会関係でお聞きしたので重複する部分はお聞きしないのですけれども、ここでいう任用職員は今現在の数で、恐らく臨時や非常勤職員だと思うのですけれども、どれぐらいいらっしゃるって、どういうふうな仕事をされているのかお尋ねいたします。

黄田経営戦略部次長

会計年度任用職員の関係で、現在、臨時的任用職員、非常勤特別職員として任用されている方の業務内容、人数についての御質問でございます。

本県の知事部局におきましては、今年5月1日現在、正規職員の補助業務を行います臨時的任用職員が131名で、例えば社会福祉士や臨床心理士などの特定の知識経験に基づき専門的な業務を行います非常勤特別職員のうち、月15日以上勤務する職員が333人でございます。

達田委員

会計年度任用職員については、新たにフルタイム及びパートタイムと決められるのですけれども、フルタイムにつきましては、給料と様々な各種手当が支給されると書かれております。パートタイムにつきましては、報酬及び期末手当、そして通勤に要する費用及び旅費の費用弁償が支給されると書かれているのですけれども、今までよりも給料あるいは

報酬が良くなるのか。

パートタイムというのは、今まで概念になかったように思うのですけれども、その点、どうなのでしょう。

黄田経営戦略部次長

会計年度任用職員の制度導入によりまして、待遇改善につながるのかという話かと思えます。

今回の制度改正によりまして、会計年度任用職員につきましては、フルタイム、パートタイムとも、正規職員に準じた期末手当が支給されるようになるという形でございます。

それぞれの給与水準等につきましては、今回提案させていただきます条例案を議会で御審議いただきまして、お認めいただいた後にそれぞれ詳細な規則等の整備を行っていくことにしております。職ごとの給与水準は、今後、業務内容や全体の状況等を見まして検討していくということでございますので、現時点ではどれぐらいという数字については、申し訳ございませんが申し上げることができませんので、その点は御理解いただければと思います。

達田委員

国のほうから来年度から変わりますというようなことで、2017年から示されてきたと思います。その間、ずっと検討されてきたことで全国一斉ですから、徳島県だけが特別しなければいけないことではないので、県としてはきちんと計算もされていると思います。手当が付きますということで、いろいろな手当が書かれていますけれども、今までは手当がなかったわけですね。それが付くようになるのだから、予算も余計に要るようになるのではないかと思います。

条例制定ということですがけれども、いろいろな手当を付けて、増える費用をどれぐらい見積もられているのでしょうか。

黄田経営戦略部次長

手当のお話を頂戴したところでございます。

これまで、臨時的任用職員につきましては、予算の範囲内で、昨年度で申し上げますと期末手当を一月分支給させていただいたところでございます。非常勤特別職員につきましては、手当は支給されてないところでございます。

今回、会計年度任用職員に移行しますと、先ほど申しましたようにフルタイム、パートタイムとも期末手当が支給されるということと、これはフルタイムに限定されますけれども、退職手当が支給されるという形になってまいります。

給与等につきましては今後、先ほどの繰り返しになりますけれども、条例制定後に規則等で定めまして検討してまいりたいと考えております。今、正確な数字というのは申し上げられないということでございます。

達田委員

正確な数字を出してくださいとかそういうことではないのです。実は、午前公安委員

会関係のほうでお聞きしましたら、手当が新たに付くようになりますので約8,800万円ぐらい余分に掛かってくるのではないかという御答弁があったのです。ということは、こちらのほうもきちんと計算されていると思うのです。人数がどうなるか多少の差があったとしても、先ほどおっしゃった人数が大幅に変わるというのではないと思うのです。

ですから、これを前提にして、仮に今と同じような人数だったとしてどうなのですかとお尋ねしているのです。今、急に人数が少なくなっても困るだろうし、大きく増やすこともないと思うのです。その点どうですか。

黄田経営戦略部次長

仮定の話になりますけれども、現行の臨時的任用職員がフルタイムの会計年度任用職員に、それから非常勤特別職員がパートタイムの会計年度任用職員にそのまま全て移行して、現行の賃金・報酬額がそのまま適用されたという形で単純に計算いたしますと、今申し上げましたように、ほぼ全ての会計年度任用職員に期末手当、フルタイムの会計年度任用職員に退職手当が新たに支給対象となる影響によりまして、飽くまでも仮の話でございますけれども、最大で知事部局等の合計では約2億円の増が見込まれるところでございます。

ただ実際には、会計年度任用職員制度の導入に当たりましては、やはり現行の賃金・報酬額がそのまま適用されるものではございませんし、新しい条例等に基づきまして新たに給与水準を設定することになるところでございます。また、今の非常勤特別職につきましては、現在130程度の職がございます。その職につきましても大幅に見直す予定としておりまして、その中で報酬につきましてもゼロベースで見直して適正な給与水準を設定してまいりたいと考えております。

先ほど申しましたように人数につきましても、実際の業務内容等を踏まえた上で、こちらゼロベースで見直して、全体の人件費の適正化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

達田委員

今現在、手当を除いての給料は幾らになるのですか。

黄田経営戦略部次長

給料と言いますと、現在、臨時的任用職員については、賃金という形で支給されているところでございます。非常勤特別職員につきましては、それぞれ資格や免許、職ごとに報酬額を決定しておりますので、それを全体で一概に幾らというのは申し上げられないところでございます。

達田委員

様々な手当が付くので、給料そのものを今よりも基準を引き下げるといようなお考えはないのですか。

黄田経営戦略部次長

飽くまでも給与水準につきましては、会計年度任用職員も常勤職員と同様の給料表が適用され、その中でどの号俸に決定するか任用の時に検討することになってまいります。今後、それぞれ業務内容や業務量、どういう形で任用させていただくかも踏まえて、それぞれの職についての給与水準も決定してまいりたいと考えておりますので、現時点ではこれぐらいしか申し上げられないということでございます。

達田委員

今回、新たにパートタイムというのが出てきました。今、任用職員としてフルタイムで仕事をしている中で、この仕事はパートタイムでやってもらおうというようなことで、パートタイムに切り替えていくというような心配はないのでしょうか。

黄田経営戦略部次長

会計年度任用職員におきましては、やはり必要な資格免許、担っていただく業務の性質や困難度などを見まして、それぞれ職を区分して設置してまいりたいと考えておまして、それぞれの職の中で、フルタイム、パートタイムでの任用を両方とも可能とする方向で検討しているところでございます。

フルタイム、パートタイムをどういう形で分けるかということも含めて、今後、現在の臨時的任用職員・非常勤特別職員の職務、業務内容を改めて精査いたしまして、なおかつ来年度のそれぞれの部局におけます業務の見通し等を踏まえまして、その状況を正確に把握した上でより一層、必要最小限の観点でゼロベースでの人員査定を行ってまいりたいと考えているところでございます。

達田委員

最後に、今お話しになったのが、来年度の任用についての方針というふうに受け止めてよろしいですね。ですから、今と余り変わりがないというふうに今のお話では伺えたのですけれども、人数的にはどうなのですか。

黄田経営戦略部次長

人数を含めまして、これまでも必要最小限の観点で臨時的任用職員・非常勤特別職員につきましては、ゼロベースでの人員査定を行ってきたところでございます。繰り返しになりますけれども、来年度は会計年度任用職員の制度が新たに導入されますので、より一層、現在の担っていただいている業務内容を十分精査した上で、人数につきましてもゼロベースでの人員査定を行ってまいりたいと考えております。

扶川委員

今の会計年度任用職員のこと、大体、達田委員が聞かれたので、疑問点だけお伺いします。

そもそも、この制度は国が導入したものですから、これを今までのサービスを後退させないような形で適応させていくなれば、正直、余分な経費が掛かる場合がある。そのお金については、当然国が補填すべきだと思うのですが、そのあたりはどういうことになって

いるのですか。

黄田経営戦略部次長

全体の経費につきましては、先ほど飽くまでも仮定の話という形で、現在の人数や賃金・報酬の水準がそのまま移行したという形での経費増を御説明させていただいたところでございます。

今、御質問がありましたように、全体の総人件費の抑制につきましては、避けて通れない課題であるというふうな認識をしておりますので、やはり、この導入に伴う人件費の増加につきましても、可能な限り抑制するという観点も必要ではないかと考えられるところでございます。

一方で、新たに手当が支給されますので、処遇改善の影響によりまして一定の財政負担が見込まれるところでございます。この制度導入に伴って増加する経費につきましては、徳島発の政策提言におきまして、確実に地方財政計画に盛り込んでいただけるよう提言しているところでございます。また、全国知事会、四国知事会等々を通じて同様の要請も行って、必要な財源確保に努めているところでございます。

扶川委員

飯泉知事も全国知事会長になったのですから、代表して地方に負担を増やさないよう強く要請していただきたいとお願いしたい。県選出国會議員にも頑張ってもらいたいことなので、県からもお願いしていただきたいということを意見として申し上げます。

もう1点は、低空飛行の件で、私も少し申し上げます。

この前、機会があって自衛隊の視察に参加させていただきまして、そこでレーダーを見せていただきました。そうすると、民間機と全く違うスピードと高度で映っているのです。しかも、データは残しているのですかと聞いたら、残していると言うのです。要は、国は、高さもスピードも自衛隊機でない、民間機でもないということを分かっている、米軍機であるということをほぼ分かっているのです。航空隊の人から、率直に言ってこれは恐ろしい飛び方をしていきますねという感想を聞きました。誰の認識でもそうです、いつ事故が起こってもおかしくないことをやっているのです。音だけの問題ではなく、スピードも民間機ではあり得ないスピードで飛んでいるから、軍用機だとすぐに分かっちゃうデータがあるんです。それをきちんと活用して、米軍にもものを言うということを国に対して県から言っていただきたい。

軍事機密があるかも分からないので、どれだけの高さを飛べるか、どれだけのスピードで飛べるか全部公表しないといけないわけではないのかも分かりませんが、少なくとも自衛隊は、異常なスピード、低さで飛んでいることは知っているのです。このデータも活用して、国はそういう情報を持っているでしょう、適応できるのだったら県にも適応してください。こういう情報に基づいて米軍に抗議してくださいということを、外務省なのかどこか知りませんが、国の担当機関に県からお話していただきたいのですが、いかがでしょうか。

臼杵総務課長

扶川委員から、国が米軍機の飛行に関してデータを持っているのではないかとということ、そしてそのデータを活用して国に米軍側に対して申し入れるべきではないかという御意見でございます。

私どもといたしまして、国がそうしたデータを持っているということは承知していないところでございます。

私どもが行っておりますように、各都道府県で米軍機が目撃情報があった場合には、その飛行状況、あるいは飛行音の状況、そうしたものを持ちまして、国に対して米軍機かどうかの確認を依頼する。それが米軍機であると認められる場合には、国に対して中止の要請を行っているところでございます。これは、恐らく全国同じような形でこうした要請を行っているところでございます。

扶川委員

とにかく、これは国がきちんと対応していないことは明らかです。だからこそ、これも全国知事会長になったのですから、知事からもはっきり国に意見を上げていただくようお願いしてください。絶対に日本の飛行機だと、自衛隊や民間機だと許さないようなことを米軍機はやっているわけです。とんでもない話ですから、そういうことをやらしていいのかと関係する知事みんなが結束して国にものを言うべきです。そういうことを知事にお伝えいただきたいということをお話して終わります。

臼杵総務課長

全国知事会として意見を申すべきではないかというところでございます。

全国知事会につきましては、昨年7月に日米地位協定の抜本的な見直しを含みます、米軍基地負担に関する提言を昨年取りまとめられ、昨年8月14日に外務省及び防衛省、また在日米国大使館に対しまして要請をされたところでございます。

この提言につきましては、米軍機による低空飛行訓練に関しまして、訓練ルートや時期につきまして速やかな情報提供を行うこと。また、日米地位協定を見直し航空法等米軍機にも適応させることにつきまして、国に対して強く要請をされたところでございます。

飯泉知事が、全国知事会の会長となられましたけれども、こうした提言や方針につきましては、変わらないものというふうに認識しているところでございます。

岡田委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

次に、当委員会の後期の県内視察についてでございますが、9月定例会終了後から2月定例会までに実施することとし、日程、視察箇所等につきましては、私のほうで案を作りお示ししたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（14時55分）